

○ 農業信用保証保険支援総合事業実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3014号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表（別記1関係）		別表（別記1関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 （令和3年4月1日からの基金協会の保証契約締結に係るもの）		2 （令和3年4月1日からの基金協会の保証契約締結に係るもの）	
対象要件	補助対象期間	対象要件	補助対象期間
1～5 （略）	（略）	1～5 （略）	（略）
6 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	（略）	6 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	（略）
別記2 農業近代化資金保証料助成金交付事業		別記2 農業近代化資金保証料助成金交付事業	
（補助金の交付の停止及び返還）		（補助金の交付の停止及び返還）	
第7 （略）		第7 （略）	
（1）・（2）（略）		（1）・（2）（略）	
<u>（3）目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた被保証者が、交付決定日から1年以内に目標地図に位置付けられなかったとき</u>		（新設）	
2 （略）		2 （略）	

別表（別記2関係）

要件	補助対象期間
1～4（略）	（略）
5 認定農業者等向け農業近代化資金であって、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	（略）

別表（別記2関係）

要件	補助対象期間
1～4（略）	（略）
5 認定農業者等向け農業近代化資金であって、令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	（略）

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。